

「第2回もりかど日中産業展2017出展規約」

1. 出展スペースと小間タイプ…P3記載の内容をご確認下さい。

※連続複数小間の契約は、仕切パーテーションの装脱を行います。

2. 出展料(4月18日(火)～20日(金)の開催3日間)…P3記載の内容をご確認下さい。

※掲載価格には、消費税は含まれておりません。

出展料に含まれるもの

1. 出展スペース
2. 仕切りパネル 及び 小間正面の出展者社名看板
3. 共用施設の工事及び維持費
4. 広告宣伝費、ポスター、のぼり、幕等
5. 来場者にサービスに係る費用
6. 安全管理費、要員、警備費
7. 会場体育館の既設天井照明と維持使用料

出展料に含まれないもの

1. 自社出展スペースへの搬入、装飾、運営費
2. 会場出展ブースへの電気配線工事 但し、会場の給電限度内(天井照明は既設)
※会場配電盤より展示ブース総配線工事費を、ご利用出展社様にて分割負担。
3. 自社出展製品、機器等に附する損害保険料
4. 展示、実演、搬出入作業中に発生した対人障害、物損、盗難事故等に係る費用
5. 法令又は規約、規定に基づく展示装飾等の回収費用

3. 出展申込受付

1. 出展申込受付期間は以下の通りです。但し、到着順を適用いたしません。

業種及び地域等の分別を運営実行委員会で行う為、角小間及びタイプ以外の希望場所のご要求にはお応えできません。指定期間内に、守口門真日中友好協会事務局、運営実行委員会迄、指定の「出展申込—受理書」をFAXして下さい。受信を以て正式申込と致します。

2. 受付期間 2016(H28)年12月1日(木)～2017(H29)年3月7日(金)

締切日の当日、着信 17:00 を以て有効とし、着信事故に備え受理書として事務局からFAX返信致します。承認印が捺印された受理書の返信を以て申込み確定と致します。

3. 申込先 もりかど日中産業展運営実行委員会事務局 FAX:072-882-8819

4. 出展期間・場所

1. 出展期間 2017(H29)年4月18日(火)～4月20日(木)
2. 出展場所 守口市民体育館3F

5. 共同出展

1. 出展者の申込で、出展ブースに於いて複数者の展示を行う場合を、共同出展と定義しております。

共同出展する場合は、主とする幹事企業が出展申し込みを行い、従たる出展企業名及び出展物を申込書所定欄に明確に記載し、以下の条件を遵守しなければなりません。

* 出展スペースは、出展申し込み社のブースである事を主催者が明確に判別できること。

* 出展スペースを区切り独立した形状にならない事。

* 申込時に運営実行委員会事務局に届け出を行い、許可を得る事。

* 出展者に配布される物品は出展申込社に対してのみとなります。

6. 出展料支払最終期限

2017(H29)年3月7日(金)

7. 振込先銀行口座 *振込料は申込出展者でご負担下さい。

口座名: 特定非営利活動法人 守口門真日本中国友好協会

三井住友銀行 門真支店 普通 3932591

りそな銀行 守口支店 普通 0316268

8. 出展契約に係る基本条件

出展者は、もりかど日中産業展を主催する特定非営利活動法人(NPO)守口門真日本中国友好協会の開催趣旨に準拠し、出展申し込みの内容に記載された出展物、及びサービス以外の展示は出来ないものとします。

9. 出展物、技術及びサービスの展示展開の制限

出展物は、主催者の開催趣旨に合致した物に限ります。中古品や模倣品の出展を禁止します。

出展申込書には製品、技術、サービス等、出展物の記入を義務づけます。

出展申し込み時に出展者、出展物に対する審査を行い、開催趣旨に合わない場合は、出展申し込みの確定を解除し出展を拒絶する事が出来るものとします。出展者はこれに対し不服を申し立てないものとします。

尚、拒絶した場合の理由は表明いたしません。

10. 出展料のお支払

出展申し込み受理の確定を以て、出展者は規定の出展料に消費税を加算し、2017(H29)3月7日(金)迄に、主催者指定の指定銀行口座に出展料を振り込むものとします。尚、振込手数料は出展申し込み社の負担となります。支払期限までに、出展料の振り込みが確認できない場合は、主催者は、出展申し込みの確定を解除し、当該出展者の出展を断る事が出来るものとします。この場合は、出展申し込みの解除として解約料を申し受け致します。

11. 出展申込の解除

1. 出展者の都合により出展を取り消す場合は、次の通りの内容により解約料を申し受け致します。

2. 解約料は、書面による出展取り消し通知を受理した期日を基準とし、出展料に対して解約料を定めております。

3. 出展解約料 開催日の初日を起算日として

90日以前 50%、60日以前 70%、3月7日の締め切り日以降 100%

出展者が出展費の相当額を未払いの時は、直ちにこれを支払うものとします。出展者が既に支払った金額が解約料の相当額を超えているときは、超過分を主催者より返還します。

運営実行委員会は、展示会の開催前及び開催中に、出展者が本産業展の規約、規定に重大な違反をした場合、又は、出展申込書に虚偽の記載があった場合、又は届け出をされた展示物以外のものを展示した場合は、直ちに出展の解除を為すものとし、この場合も解約料を申し受け致します。

12. 出展小間位置の決定と変更

小間位置の任意変更は出来ません。位置の決定は、主催者及び運営実行委員会が、業種、出展物、地域、出店規模等を考慮し決定致します。

又、運営実行委員会は、入場者整理の都合上、又は、展示効果向上、又は関係法令順守の為、出展スペースの位置又は、会場レイアウトを変更、再配置する為の権利を有します。

その際、出展者は、出展スペース位置の変更に対する異議、損害賠償請求は出来ないものとします。

13. 出展スペースの転売等禁止

出展者は、自社の出展スペースを金銭の授受に関わらず、転貸、売買、交換或いは譲渡する事は出来ません。

14. 出展物の高さ制限

転倒危険防止の為、出展製品、社名、マーク、製品名、看板等の展示付属物を含め全ての展示内容物の高さ制限を2,100mmと規定し適用いたします。定められた高さ以上になるものは展示出来ません。又、火器器具類等の実演、危険物の持ち込みについては、守口門真消防組合との申し合せにより一切禁止致します。

出展者の希望による協会設置の電気配線設備以外の電気、ガス及びに給排水の設置も禁止します。

15. 出展物の展示即売

出展物の展示即売を希望する場合は、出展申込書の出展内容、品目欄に即売しようとする品目を記載し、実施方法等、関係法令に適合した計画の詳細を運営実行委員会に届け出てください。運営実行委員会事務局が承認した場合のみ実施する事が可能です。

16. 出展物等の搬入配置及び搬出撤去

1. 出展物等の会場への搬入設置は、運営実行委員会事務局より通知された時間内に行われるものとします。

出展ブース内の出展物配置は、会期が始まる前日の、4月17日20時30分迄に完了し、速やかに会場より退去してください。

出展者が指定された時刻までに自社のスペースに搬入し、占有しなければ運営実行委員会事務局は、出展契約が解除されたものとみなし、当該ブースを実行委員会が適切と決めた方法により使用できる権利を有します。その際出展者は、同日に解約した場合の規定の解約料を主催者に支払うものとします。

2. 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際、出展者は必ず運営実行委員会事務局の承認を得た後、作業を行うものとします。

3. 出展スペースの出展物及び装飾物等は、後日運営実行委員会事務局より通知される時間内に撤去されないものは、出展者の費用で運営実行委員会により撤去されるものとします。

17. 展示場の使用規定

1. 実演又は宣伝活動等は全て展示スペース内に限られるものとします。各出展者は実演又は宣伝活動の為に展示スペース近くの通路が混雑を招く事が無いよう配慮し、対応に責任を持つものとします。

2. 隣接する出展スペースの妨害となる造作は、如何なる方法でも許可いたしません。

万一、隣接する出展者から苦情が出された場合、運営実行委員会事務局が展示運営上の見地から改善が必要と判断した場合は、当該出展スペースの出展者はその改善に同意し速やかに改良を実施するものとします。

3. 運営事務局は、音響、操作方法、材料もしくはその他の理由により問題であると認められる展示物を制限し、又は、運営実行委員会の立場から勘案して、展示会の目的と両立しない展示物を禁止又は、撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物及び運営実行委員会事務局が問題を認めた性質の全てに適用するものとします。

4. 上記の制限又は撤去の場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展料の保証等、如何なる返金又はその他の展示費用負担の責任を負わないものとします。

18. 出展物の管理責任と免責

運営実行委員会は、出展物の管理、保全に就いて警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失、又は損害に就いて、その責任を負わないものとします。

19. 損害賠償

出展者又は、その代理人、関係者の不注意によって、会場設備や展示会の建造物、人身等に損害が生じた場合は、その一切について出展者がその責を負うものとします。

20. 反社会的勢力の排除

1. 出展者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等その他のこれらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 出展者が反社会的勢力に該当することが判明した場合、主催者は催告その他の手続を要することなく、出展申し込みの拒否、及び出展の取消しを行うことができるものとします。この場合も、主催者は解約料を申し受けます。

21. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、もしくは不可抗力原因により開催が妨害された場合は、主催者の判断によって会期を変更、又は開催を中止する事が在ります。

主催者は、これによって生じる損害、費用の増加、その他の不利な事態については責任を負わないものとします。

22. 規約、規定及び安全に係る申し合せ等の遵守

出展申込者は、主催者が定める出展規約及び打ち合わせ事項の内容、装飾、安全等に係る全ての規定を遵守する事を承諾したものとします。

23. 個人情報の取扱い

出展申込書に記載された情報は適切に管理し、展示会の運営及び開催案内や照会などのために利用する場合があります。